

平成 26 年度 第 1 回滋賀県立図書館協議会議事録（要録）

1 日 時：平成 26 年(2014 年)11 月 14 日（金） 10:00～12:00

2 会 場：県立図書館 大会議室

3 出席者：委員

今関信子、遠藤恵子、神部純一、小林慶大、廣瀬香織、古塚秀穂、堀井善之、
三田村悦子、山本昭和（五十音順）※1 名欠席

教育委員会事務局

磯間貢志（生涯学習課参事）

県立図書館

國松完二（館長）、北市和彦（調査協力課長）、村田恵美（調査協力課専門員）、
梅山淑子（サービス課専門員）

事務局

谷山友彦（副館長）、田村隆（主任主査）

4 議事

(1) 会長、副会長選出

(2) 平成 25 年度 事業について

(3) 平成 26 年度 事業について

(4) 平成 26 年度図書館利用についてのアンケート調査及びカウンター調査の実施について

<議事録（要録）>

1 開会・挨拶

館長：

1980 年に現在の瀬田に移転してから、県立図書館は、今年 34 年目を迎えます。移転当初は、県内の公共図書館は県立を含めて 6 館あるにすぎませんでしたが、県による図書館振興策に伴い、現在は 19 市町すべてに市町立図書館が設置されました。その間、県立図書館は各市町の図書館に対して、図書館協議会を設置するように働きかけてきました。その結果、現在は 18 市町に図書館協議会が設置され、来年度には彦根市にも図書館協議会が設置され、19 市町すべてに図書館協議会が設置されることとなります。その一方で、図書館協議会の設置を市町に働きかけ、また市町立図書館のバックアップに努める等、県内公共図書館の要としてやってきました県立図書館に図書館協議会がないというのはおかしなことで、ずっと設置のタイミングを計っておったのですが、ようやく設置することができ、非常に嬉しく思っております。唯一の、県民の皆様からの、いろんな御意見を聞く機会でもございますので、ぜひ委員の皆様には忌憚のない御意見を図書館の方に寄せていただき、これからの県立図書館の在り様といえますか、これからどういう形で県立図書館のサービスを進めていくかということについて、御意見を出していただき、私どもの図書館運営に努めていきたいと思っております。今日は第 1 回目ということで、いままで県立図書館が取り組んできた内容等を御説明させていただき、皆様からの御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。簡単ですが、御挨拶に代えさせていただきます。

2 議題

事務局：

それでは早速ですけれども、議題の方に入らせていただきます。

議題1は会長・副会長の選出でございます。資料1の「滋賀県立図書館設置及び管理に関する条例」第4条では、「協議会に会長および副会長をおき、会員の互選によって定める」と規定がございますが、いかがいたしましょうか。

委員：

事務局の方から御提案はございますか。

事務局：

ありがとうございます。事務局案というお声をいただきました。事務局といたしましては、会長には、図書館学に関する著書も多く、この分野で大学で教鞭をとっておられ、図書館全般に幅広く研究をしておられます山本委員にお願いできたらと思っております。副会長には、子育て情報誌ピースマムの編集長でおられまして、子育て世代の現在の状況あるいは幅広いニーズについて熟知いただいております廣瀬委員にお願いしてはどうかと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局：

異議なしのお声をいただきましたので、山本委員には会長を、廣瀬委員には副会長をお願いすることといたします。どうかよろしくお願いたします。それでは、山本会長と廣瀬副会長には席の移動をお願いいたします。

それでは以後の進行は山本会長にお願いします。

会長：

御承認いただきましてありがとうございます。会長につきましても司会につきましても不慣れですけれども、どうかよろしくお願いたします。

それでは引き続き議事を進めていきたいと思っております。

次の議題は「(2)平成25年度事業について」、および「(3)平成26年度事業について」でございます。なお、議題(2)と(3)は相互に関連がございますので、一括して行いたいと思っております。

まず初めに(2)平成25年度事業について、は、お手元の資料4に基づいて、第1回目の会議でもありますので、これまでの県立図書館の在り様も含めて御説明戴きたいと思っております。

県立図書館各担当者(國松、北市、梅山、田村)：

最初、少し長く聞いていただく形になりますが、この資料4の「平成26年度滋賀県立図書館事業概要」に基づいて御説明させて戴きたいと存じます。

お手元に配布の資料『平成 26 年度 滋賀県立図書館事業概要』をもとに、第 1 回目の会議でもございますので、これまでの滋賀県立図書館の歩みも含めて説明させていただきます。

(※以下、資料 4 『平成 26 年度滋賀県立図書館の概要』に基づき、説明・報告)

会長：

ただいま事務局の方から、平成 25 年度事業、26 年度事業についての説明がありました。この内容について、御意見、御質問等がございましたら、御遠慮なくおっしゃってください。資料に基づいての質問でも結構ですし、資料でなくても印象でも結構です。御自由に御発言ください。

委員：

すごくバカな質問をさせていただいていいですか。職員数というところに、課長心得というのがありますが、これは課があるのですかね。資料 4 『平成 26 年度滋賀県立図書館の概要』の 3 ページに、館長、副館長、課長とあって、そこにサービス課長心得というのがありますが、この心得というのは、そういう課があるんですか？

事務局：

心得というのは課ではなく、職名です。図書館の司書の場合、職員の年齢構成というのですか、採用がコンスタントにできてないということと、司書の場合、一般の公務員と違って異動とかがありませんので、どうしてもその年齢的なバランスが悪いということもあって、職務としてはサービス課長の仕事をしておりますが、その職員の、公務員全体の位置づけとしては、課長職までは至っていない、その下の心得という職名がつきます。ちょっと分かりにくい形ですけれども。

会長：

課長ではないけれど、課長よりちょっと下という、そういう意味ですね、心得という職名があるんですね。

國松館長：

そうです。

会長：

わかりました。他に御質問は？

委員：

私は滋賀県の北部に住んでおりますから、ここまで来るのに 1 時間半かかるわけですね。北部の住民は、大津市瀬田にある県立図書館を利用しようと思ったら、往復の運賃だけでもだいぶかかる訳で、だから、インターネットを通して、地域の図書館を通して、県立図書館の本をお借りするという形で利用しているんですが、ひとつはそう

いうことが出来るということがあまり知られていないと思うんですよね。北部の方では。

それから、自分の住んでいる市町立図書館まで足を運んで、その図書館を通して県立図書館に申込みをしなければ、貸出してもらえません。ですから、申し込んだときと、申し込んだ本を受け取りに行くときと、2回、市町立図書館に行かなければいけない。もしも、申込みは自宅のパソコンを使ってインターネットで申込み、本は地元の市町立図書館でできるということになれば、手間が省けて助かるのですが、どうでしょうか。

会長：

広報についてと、インターネットを使って県立図書館からの取り寄せができるか、ということですね。

事務局：

歴史的経緯も含めて、説明させていただきます。

滋賀県では、県立図書館の本を利用する場合、必ず市町を通して申し込んでくださいという形をとっています。だから、県立図書館に申し込まれて、受け取りは市町の図書館でしたいという形の申し込みは受けていません。その理由は、県内の市町の図書館を整備していくときに、まず市町立図書館をどういう形で利用して戴くか、市町立図書館の役割をその地域の住民にきちんと知って戴くためにはどうしたらいいか、ということ考えた結果です。つまり、もしも県立図書館の資料であっても、直接申し込んで、受け取りは地元ということだと、市町村の図書館が関わらない形で本が利用されてしまいます。あくまで市町の図書館がその地域住民にとっては第一であることを、何よりもまず利用者の方に強く意識していただきたいということから、直接、住民の方から県立図書館に貸出の申し込みを受けて、資料の受け取りを地元で、というやり方は、現在も行っていない。

広報につきましては、基本的には、県立図書館が広報する手段というのは限られているということもあり、そういう県立図書館の本も利用できるということについては、広報の主体は市町の図書館にあり、市町立図書館から地元の利用者に広報して戴くというのが主であるという考え方に基づいています。もっとも当館のホームページ等では行っておりますけれども、直接、県民の方への利用の方法について広報しているということについては、方法としては、その程度しか、現状としてはしていない、ということになります。

会長：

いまの説明で、いかがでしょう。

委員：

結構です。

会長：

市町（村）を主体として考えている、ということですね。

ネットでやっている県もありますけれど、滋賀県は、それをそういう方針ではなくて、いまのところは（市町立図書館を）トンネルさせないということですね。

他に何か？

委員：

だいぶ詳しくお聞かせいただいたわけですが、ちょっと気になっているのは、蔵書の貸出冊数ですね。せっかく順調に100万冊上って来た一方で、平成20年あたりを頂点にして、ここ最近は減少傾向にある、かなりどどっと落ち込んできているわけなんですが、この理由として、先ほどお話を聞いていたら、新しく蔵書（＝本）を買うだけの資料費の減少というのをひとつ理由として挙げておられたのですが、それだけなのか、もっと何か実際に関わっておられて、ここまで5、6年、ずっと下がってきている、その辺りの背景なり原因なり、もうちょっと詳しくお聞かせいただきたい。

それから、先の委員の発言のなかであったように、これからIT活用によって、これまでなかなか県立図書館に来れなかった周辺の方々たちが、インターネットを通して、貸し出せる、借りれるという仕組みとか、ネットワークというのをうまく活用していけば、このあたりを、もう少し貸出冊数を増やせるとか、もうちょっと考えられるんじゃないか、と思いつながらお聞きしていました。そうした点で、もうちょっと何か、貸出冊数の減少の原因等について、普段関わっておられて思われていることがありましたら、教えて戴きたい。

委員：

その質問に対して事務局に答えてもらうより先にですね、少し申し上げたいことがございます。

市町の図書館でも貸出冊数の減少については、似たような傾向があつて、たぶん、町の図書館も、いろいろなところに、分館じゃないですけども、子育て支援とかいうようなことも含めてですね、本を地域で貸出しやすいように配慮がなされていていくんです。で、本館というか、真ん中の活動している図書館は、少し減るかもしれないけれど、この全体でまとめたら、自然体ですごい増えているんじゃないか、という感じが、この間私、協議会に出ながら、やっぱり同じような質問がダーッと出てくるなかで感じていたので、もしかしたら、各市町（立図書館）というところが強くなって、そこでいろいろな活動ができるようになっていくのかどうか、その連携がどのくらいうまくいっているのかどうかを含めながら話が進まない、この県立図書館単独で、県の図書館全体を考えていくのかどうかということも含めて、これは考えていかないとダメな問題じゃないかなと、私はちらっと、市の図書館の様子を考えながら、今の話をちょっと聞いていました。

委員：

その辺りも含めてどうですか。

会長：

県立図書館単館と、県全体で見たときの貸出の様子について、ということですね。

事務局：

実は、県立図書館だけじゃなくて、県内 19 市町の 48 ある図書館も、全体の図書館利用は、ここ 3 年ほど全体として減っています。この原因のひとつは、資料費が県立図書館で最盛期の 3 分の 1 ぐらい、市町立図書館でも市町の合併前と比べると非常に厳しくなっている自治体が多い。それと、それまでの利用率が全国 1 位という話をしましたけれど、実は東京と滋賀だけが飛び抜けて利用が多い自治体なんです。県民一人あたりでいうと 8 冊、9 冊という冊数というのは、非常にまあ、これは平均ですから、自治体によっては、市民一人当たり 15 冊とか、非常によく利用されている自治体が多い結果、平均としても飛び抜けた数字なので、昔のように右肩上がりにどんどん増やしていくという時代ではちょっとないのかな、というのがあります。それから、図書館の利用のされ方がだいぶ変わってきているというのがあります。図書館が整備されてきた時代というのは、子どもの本の利用は、ある程度あったんですけど、利用する世代が、昔は 30 代～40 代前半というのが、実は、県立だけじゃなくて市町立図書館でも一番多かった時代なんですけども、最近の傾向を見ますと、どちらかというと、そのあたりが突出して利用しているわけではない。また、施設としての図書館が良く利用され、館内が賑わっている割に、貸出冊数が伸びない。たとえば、高齢者の施設利用は増えています。それとは逆に、特に大学生の世代の図書館利用というのが、実は滋賀県の場合、以前よりも減っています。大学の就活の関係で、2 回生から関わらないといけないとかで講義のレポート作成等で学生が図書館を利用することが明らかに減っている。県立図書館のすぐ近くに大学がいくつかありますけれど、昔に比べると極端に利用が減っているように感じます。そういう細かな利用分析が本当は必要で、単に資料費が減った、本を買うお金が減っただけではないと思ってます。そういうことも含めて、これから、直接の来館者をどう増やしていくのか。その一つの方法として、たとえば児童サービスでいえば、児童の人口も減少していることから児童の直接利用として頭打ちですが、学校図書館を通じた子どもたちの利用をどう増やしていくか、というアプローチを、現在、非常に多くの市町の自治体が取り組んでおられると思います。まあ県の場合、そのあたりどうするかというのは課題だと思いますけれども。それから、図書館を利用する層をどう拡大するかということは、共通して今、取り組まないといけない課題なのかなという風には考えております。

会長：

はい、ありがとうございます。ほかに御質問はどうでしょうか。

委員：

質問ではなくて、思ったことを申し上げます。先ほどの話の流れから、新刊の図書購入が出来なくなってなかなか貸出冊数が増えないというところがあったり、やっぱ

り原因が考えられるんですが、私が思っているところでは、滋賀県全体の人口が減ってきているのも聞いたことがあります、いろんな要因があるかなと思っています。最近、私、幼稚園の子どもがいるんですけども、移動図書館がいいなと思っておりまして、何がいいかなと言いますと、スマホ世代といまの若い世代の人は言われていまして、情報が簡単にピックアップできるので、読まない人がどんどん増えてきている。今年の2月か何かにこれまでにないくらい本を読まない学生が過去最悪みたいな形でNHKで報道があり、そういう時代の流れがあるかと思うんですけども、移動図書館のように、小さい子たちが、小さい時から本に関わって、本と触れ合う回数を増やしていくと、そうしたら、その子たちが大人になった時にきっと本をどんどん読んでくれるだろうという可能性もありますし、あと上の世代、ミドル世代の方には、また違う、図書館を利用しやすい一般の本を借りるような、まだ見えていないニーズがあるのかなと思っていますので、そういうのを掘り起こしていければいいなと感じました。

会長：

ほかに御質問等がございましたら。

委員：

正規の職員が少ない、というのは、どういうことですか。司書資格を持っている人は多い、けれど正規の職員が少ない、というのは？

事務局：

さきほど県立図書館の沿革でもお話しましたように、もともと非常に、小さな図書館だったので、職員数としては非常に少なかったですね。ここに移って来てから規模に応じて増員していただいたんですが、最盛期ですと、都道府県立図書館の平均が正規職員40名ぐらいの平均の時代というのが長かったのですが、そのときに一番のピークで30名という職員。で、それはあくまで正規の職員ですから、他の都道府県ではそれにプラスして臨時職員とか嘱託職員なので、50人、60人の体制で運営しているなかで、滋賀県の場合は一番のピークでも30名に数名の臨時職員を雇ってという状態でした。その意味で、もともとの出発点で職員数が非常に少なかったもので、これでもよく増やして来たなという思いはあるんですが、だからその少ないけれども、専門職の比率を高めて、少ない人数で効率よく仕事をしていこうということで、本当にその、一般の行政の職員さんはうちの場合だと4、5人ですね、だいたい他府県だと半分ぐらいが一般の行政の職員さんですので、専門家の比率を高めて少ない人数で仕事をこなしていくという考え方でやっております。

山本会長：

少数精鋭でやっている、ということですね。ほかに御質問とかございますか。

それでは、時間がおしておりますので、次の議題4「平成26年度図書館利用についてのアンケート調査およびカウンター調査の実施について」、御説明を願います。

(※事務局から、資料5に基づき議題(4)「利用者アンケートおよびカウンター調査について」説明)

会長：

それでは、御意見等がございましたら、よろしく申し上げます。

委員：

1点だけ。アンケートの間4で、館を利用する目的が、結局、本の貸し借りというか、それだけの目的を聞いてしまっていると思います。これからの図書館は、単に本を借りるだけというだけでなく、地域の文化とか地域課題の解決、拠点あるいは利用者が本を借りるだけでなく、どういう場所として図書館は期待されているのか、を考えていくと、来館目的の選択肢の中の一つに、もしかしたら本の貸し借りでなくて、そういう展示の情報を目的に来られたという方がどれくらいおられるのか、という回答項目を作る必要があるように思います。やっぱりそれが次の設問との関連、連動してくると思いますので、その点を間4の選択肢の中に加えて戴いたらいいんじゃないかと思います。とくに今回、図書館で力を入れて行っている展示等についても聞きたいという意向を図書館側がもっているということであれば、なおさらそうではないでしょうか。

事務局：

わかりました。

会長：

ほかにいま気がついたことがあればどうぞ。もしあとで気がついたことがあれば、後日、事務局に御連絡いただくということをお願いします。カウンター調査につきましては、この内容、この期日でさせていただきたいということでしたが、よろしいでしょうか。

(※承認)。

利用者アンケートについては、この日付で行うことについてはよろしいでしょうか。

(※承認)

それでは、引き続き、議題4その他。次回の協議会について、事務局より御説明願います。

事務局：

今回、当館からの報告・資料、また御承認いただきましたアンケート調査・カウンター調査の結果を踏まえまして、次回の協議会につきましては、これまでの県立図書館の評価、そして、これからの県立図書館のあり方について、御協議いただきたいと思います。

時期につきましては、3月13日(金)、場所は今回と同様、県立図書館大会議室での

開催を、事務局としては考えております。

会長：

この日で都合が悪い方はいらっしゃいますか。

(※異議なし)。

今の段階では、3月13日(金)午後ということで調整させていただきます。よろしくお祈りします。

続いて、お手元の配布資料にありますように、11月29日(土)、市町立図書館協議会の交流会が開催されます。このことについて御説明をお願いします。

事務局：

御説明させていただきます。三田村委員に会長をしていただいております滋賀県公共図書館協議会の主催で、毎年、図書館協議会の委員の方を中心とした交流会というのを実施しております。

先程すこし御説明しましたように、20の自治体のうち19の自治体でいま図書館協議会ができております。19番目が(この)県立図書館となります。唯一ないのが彦根市ですが、彦根市も来年度、図書館協議会が設置される予定です。全部の図書館に図書館協議会ができていくというのも滋賀県ぐらいのものでございまして、図書館の運営上、非常にいいことなんですが、ただ、その委員さんたちが意見交換する場がないということで、それぞれの自治体によっていろんな課題をお持ちですので、そういうものに対して協議会としてどういう取組をしているのか、年に1回情報交換していただく会を、県の公共図書館協議会の方で主催をして実施しております。今月末の29日の土曜日ということで、全部とは申しませんが、ほとんどの自治体の図書館協議会の委員、図書館の職員等が参加いたしますので、県の協議会も今年発足して、いわば「新入り」ということもありますので(笑)、ぜひ委員の皆様には御出席を御検討いただければと考えております。

会長：

これは出席する場合は申込みですか？

事務局：

はい。11月19日までに事務局に御連絡いただければと思います。どうかよろしくお祈りします。

山本会長：

滋賀県で一番若い協議会ということですね(笑)。では皆様よろしくお祈りします。

さて、本日予定しておりました議題はこれで終わりますが、せっかくの機会ですので、さきほどの事業計画・事業報告についての再度の質問でも結構ですので、何かありましたら、ぜひお願いします。

委員：

アンケート報告について忘れないうちにとしまして。アンケート報告の中に、中学生以上が対象だったので、子ども連れで来ておられるのかどうかということが項目になかった、と思いました。たぶん、いろんな委員の御意見で、これからの子どもたちにどういう本を好きになってもらいたいとか、母親世代に、20代、30代のお母さんにも、市町の図書館じゃなくて、県立図書館と接点を持つことで、そういうニーズとかを検証するのも大事なと思いますので、対象が女性かどうかということに、子連れかどうかを聞くと新たなニーズというか、要望もでてくるのではないかと思います。

委員：

細かいですが、「アンケート調査」のところで、ここに来る交通手段を問うのはあっても、どれくらい時間がかかったか、というのがない。また、どこの市町から来る方が多いのか、が、アンケートにあるが、集計には出ていない。どこから来ましたかという項目にはあるんですけど、集計結果には出ていない。あと、入館者数も資料のなかに載っていなかった。

また、委員がおっしゃっていた県立図書館の本をリクエストするときに、2回、地元の市町立図書館に行かないとダメだというのは、1回目申し込みの時に電話だけではダメだというのがあるのか。出向いて行かないとダメというのがあるのか。

委員：

そうですね。受け取りと申込みと2回足を運ばないといけない。家からネットで申込みが出来て、受け取りを地元の市町立図書館で出来たらいいなと思って、申し上げました。

委員：

市町の図書館には電話だけで受け付けるところもあります。電話で受け付けて、実際に本が届いたときにだけ出向いて受け取る、ということが可能な図書館もあります。

委員：

あんまり地元の市町立図書館に電話するとね、職員の方が、最近、市町は財政難で(笑)、忙しくて、そんなのに手を取らせるのは悪いなと感じる。労働法の問題もあると思うんですが、臨時職員の人はずぐ代わってしまうんですよ。半年、長くて1年で代わってしまう。これは法律で決まっているわけで、これはあんまりこういう場であることではないんだろうけど。

直接来館者に対応されておられるのに、あんまり電話でね、するのも申し訳ないので、家からネットで申し込んで、受け取りの図書館を指定して、という風にできればいいなと思います。

会長：

ほかに何かありますか。

そうでしたら、時間も参りましたので、このあたりで本日の協議会はこれで終了したいと思います。皆様、議事の進行に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。次回もまたどうかよろしく申し上げます。それでは進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

事務局：

会長ありがとうございました。また委員の皆様、お疲れさまでした。本日は何かと御多用の中、御出席いただきましてありがとうございました。また、長時間にわたり御協議いただきまして、誠にありがとうございました。

先ほど会長からもございましたように、今月 29 日（土）には県内市町立図書館の図書館協議会が一堂に会する図書館協議会交流会を予定しております。ぜひ皆様も御参加の御検討をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

また、次回の協議会は、先ほどお決めいただきましたとおり、来年 3 月 13 日（金）を予定させていただきます。詳細および日程については、事務局から、あらためて連絡し、調整を図らせていただきたく存じます。

今後とも、委員の皆様方の御協力をよろしく願いいたします。

それでは、これもちまして、平成 26 年度の第 1 回滋賀県立図書館協議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。



